

令和7年度東近江市集団指導

日常生活に要する費用の 取扱いについて

地域密着型サービス

東近江市福祉部長寿福祉課

日常生活に要する費用の取扱いについて

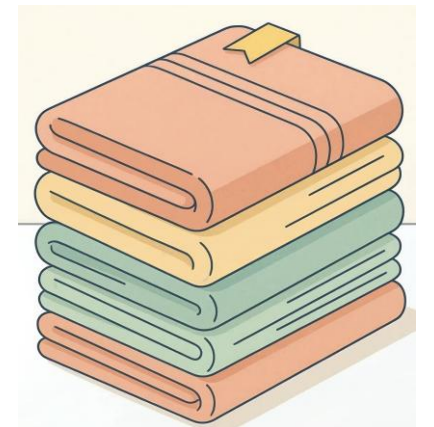
【その他の日常生活費の徴収について】

令和6年度の運営指導等において、基本報酬に含まれるサービスを別途実費徴収している事例が見受けられました。

同年の集団指導にて「小規模多機能型居宅介護における洗濯の取扱い」についてお示したところですが、今年度につきましても、解釈を誤っている事業所が見受けられます。

適正な事業運営を確保するため、介護保険給付の対象外として利用者から徴収できる「その他の日常生活費」の取扱いについて、改めて通知いたします。

各事業所の皆様におかれましては、内容を御確認の上、現在の運用状況を再度点検していただきますようお願いいたします。



日常生活に要する費用の取扱いについて

【原則の考え方として】

東近江市では、介護保険給付の対象外として利用者から徴収できる「その他の日常生活費」の取扱いについて、原則として下記の厚労省通知等に基づき、準じた運用を行っています。詳細は各厚労省通知をご確認ください。

●根拠法令及び通知

- ・「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- ・「介護保険施設等における日常生活費等の受領について」（平成12年11月16日老振第75号、老健第122号）（平成18年3月31日一部改正）
- ・「その他の日常生活費」に係るQ&Aについて（平成12年3月31日）（令和7年2月13日一部改正）



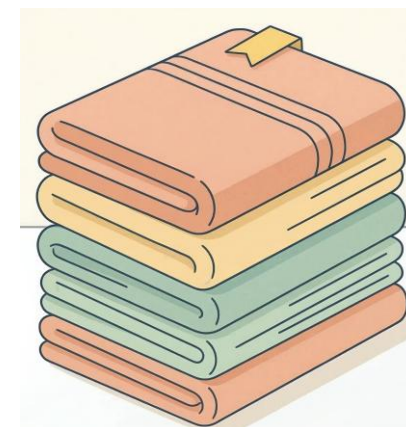
日常生活に要する費用の取扱いについて

【徴収可否の具体的な範囲について】

✕ 徴収できないケース

以下の要件に該当する場合は、介護サービスを提供する上で施設側が用意すべき物品とみなされるため、利用者から費用を徴収することはできず、「日用品費等」として毎月、定額を画一的に徴収することも認められません。

- すべての利用者に施設で一律的に同じ物を提供している場合
- 浴室、トイレ、洗面台等の共用設備に備え付けている場（共用のシャンプー、ハンドソープ、ペーパータオル等）



日常生活に要する費用の取扱いについて

【徴収可否の具体的な範囲について】

○ 徴収できるケース

以下の要件を全て満たす場合は、「その他の日常生活費」として実費を徴収することが可能です。

- ・利用者又は家族等の個別の希望、選択に基づいて提供している場合（例：「特定のメーカーのシャンプーを使いたい」「特定の生地タオルを施設で購入してほしい」等）
- ・事前に単価等を明示して説明を行い、利用者及び家族に同意を得ている場合
- ・提供した都度又は使用した分のみ、実費相当額を徴収している場合



日常生活に要する費用の取扱いについて

【具体例は以下のとおりです】

✕…徴収不可 ○…徴収可能

・ボックスティッシュ

✕ 施設が共用設備に置いているティッシュの費用を徴収する。

○ 個人の希望により、利用者専用のティッシュを施設が購入及び提供し、その実費を徴収する。

・シャンプー又はリンス

✕ 共用の浴室に備え付けているシャンプー代を一律で徴収する。

○ 利用者から「肌に合う特定のシャンプーを用意してほしい」と希望があり、その利用者専用として購入した実費を徴収する。

・入れ歯洗浄剤

✕ 施設が一元管理し、同じ種類の洗浄剤で全員の消毒を行っている費用を徴収する。

○ 利用者から「どうしてもこのメーカーの洗浄剤が良い」と指定があり、その個人のためだけに購入した実費を徴収する。

